

社会保障費の推計と動向

城戸喜子・武川正吾・木村陽子
都村敦子・曾原利満

はじめに

わが国では、昭和25年以来、ILOの基準に従い、国内の社会保障各制度の給付費について、毎年度の決算をもとに推計が行われてきた。「社会保障給付費」のとりまとめは、昭和25～38年度については労働省、昭和39～56年度については厚生省において行われていたものであるが、昭和57年度分からは、社会保障研究所が厚生省の委託を受けて行うこととなった。昭和57年度の社会保障給付費の推計結果はすでに本誌前々号に発表した。しかし、社会保障費の分析には給付費のみならず、社会保障支出総額および社会保障収入の推計も必要である。したがって、本号には、社会保障支出総額および社会保障収入についての推計も掲載し若干の解説を加えることとした。

I 調査の経緯と範囲

(1) 調査の経緯と目的

ILOでは1949年以来ほぼ3年毎に、同機構の加盟国に対し、各国の社会保障制度の財政活動に関する過去3年間の統計資料を提出するよう要請し、その調査結果をまとめて、*The Cost of Social Security* (社会保障の費用) という題名のもとに刊行してきた。現在では1981年に刊行された第10回目の調査(対象年次1975—77年)が最新のものであり、1984年中には第11回目の調査結果(対象年次1978—80年)が公表されるものと予想

されていた。この一連の調査は、「ILO事務局が社会保障分野の研究を継続し、拡充することができるようにするため、被用者、事業主及び政府に課せられる社会保障制度の費用について、出来る限り詳細な情報を当事務局に提供するよう各加盟国に求める」ことを、当事務局の理事会に対し要求した決議が第7回労働統計家国際会議(ジュネーブ、1949年)によって採択されたことに端を発している。同決議は、ILO社会保障専門家委員会のウェリントン会議(1950年2月)でも是認され、第111回ILO理事会(ジュネーブ、1950年3月)によって承認されたものである。

日本においては1950年以来、労働省が、ILOの要請に対し、ILOからの質問票に応じた調査報告書を作成してきたが、調査の内容・性格に鑑み、1964対象年次以降は、厚生省(大臣官房企画室、現在は大臣官房政策課)がその衝に当たってきている。

同調査には2つの基本的な目的がある。第1は、各国で実施されている社会保障制度全体について、その財政活動の総合的報告書を作ることである。各国の社会保障制度の実情を全般的に把握するためには、一国全体をまとめた社会保障統計の統一的表示が必要であろう。その結果として、各国の社会保障水準に関する国際間比較も可能になる。また、このような調査結果を時間的に並べることにより、一国内における社会保障分野での到達点の軌跡を辿ることができよう。さらに次のような観点からも同調査は重要視されている。すなわち、社会保障政策が一国の社会経済政策にとって不可

欠のものであり、また国民経済において社会保障の果たす役割の大きいことが認識されるにつれ、社会保障と国民経済の諸領域との相互依存関係を綿密な研究と分析の対象とする必要が出てきた。

第2の目的は、一連の調査が対象とした全期間に亘る各国の社会保障費の動向を見極めた後で、社会保障制度の各収入源毎、また事故別ないし類型別の社会保障費の配分の国際的・時間的比較を行うことである。この側面では社会保障統計と社会指標との関連に注意を払うべきである。社会指標が社会経済計画にとって有用であり、社会保障政策の形成、計画、決定および評価に役立つものであるならば、この種の社会保障統計はより良い社会指標の開発を促進することによって、より良い社会保障政策の実現に結びつくと思われる。

(城戸)

(2) ILO による社会保障の定義

ILOでは国際比較を可能とするために、次のような基準によって社会保障を定義している。

- ① 制度の目的が治療的または予防的医療を提供するもの、所得保障を行うもの、あるいは扶養家族に対して補足的給付を提供するものであること。
- ② 制度が法律によって定められ、それによって特定の個人に権利が付与され、あるいは公的、準公的、もしくは独立の機関に特定の責任が課されるものであること。
- ③ 制度が公的、準公的、もしくは独立の機関によって管理されていること。

ただし、業務災害保障は、その責任が直接事業主に課せられているので、上記③を満たさないが社会保障に含める。

したがって、「任意保険や選択方式の保険」「使用者が雇用災害以外の不慮の事故について、直接に諸給付を支払うように要求されている法律上の義務や契約上の義務」「安全確保と事故防止のためのサービス」「雇用、職業紹介サービス」「失業者のための公共事業」「児童についての所得税控除」「扶養家族に対する所得税の減免」「災害予防サービス」などは、通常、社会保障と類似目的を

もつものと考えられているが、ILOの基準による社会保障からは除外されることになる。

以上の3つの基準に従うものとして、わが国では、i) 各種医療保険・老人保健制度・各種年金保険・雇用保険・労働災害補償保険等を含む「社会保険」、ii) 「家族手当」(児童手当)、iii) 各種共済組合・各種公務員災害補償・恩給等を含む「公務員に対する特別制度」、iv) 「公衆保健サービス」(公衆衛生)、v) 「公的扶助及び社会福祉」(生活保護・社会福祉)、vi) 「戦争犠牲者援護」といった諸制度が社会保障の範囲に含まれることになる。

(武川)

(3) 類似統計との比較

社会保障制度審議会との相違

わが国には、ILOの基準によって社会保障研究所が行っている「社会保障給付費」の推計のほかに、総理府社会保障制度審議会(制度審)事務局の行っている「社会保障関係総費用」の推計がある。同事務局は、昭和37(1962)年に社会保障制度審議会が出した「総合調整に関する勧告」の方針の下に社会保障の範囲を確定し、推計を行っている。それは、i) 「狭義の社会保障」として、公的扶助・社会福祉・社会保険・公衆衛生及び医療・老人保健を含み、ii) 「広義の社会保障」として、これに恩給・戦争犠牲者援護を加え、iii) 「社会保障関連制度」として雇用(失業)対策・住宅等を含んでいる。

社会保障の範囲についてみると、制度審の「広義の社会保障」がILO基準の社会保障にほぼ対応している。また、経費種別にみると、ILOの社会保障費用は「給付費」「管理費」「他制度への移転」「その他」という項目からなり、社会保障研究所の発表した「社会保障給付費」はこのうちの「給付費」を計上したものであり、この給付費のなかには「施設運営費」も含まれている。これに対して、制度審の場合は、「給付費」「施設整備費」「施設運営費」「事務費」「その他」に区分されており、「施設運営費」は「給付費」から控除されている。また、推計方法に関しては、研究所は国および各団体の決算書をベースにしているが、制

表 1 最近 5 年間の社会保障給付費と社会保障
関係総費用 (単位: 10億円)

年 度	社会保 障 給 付 費 (1)	社 会 保 障 関 係 総 費 用 (制度審)(2)	(2)のう ち給付 費のみ (3)	(1)/(2)	(1)/(3)
昭和53	19,721	22,518	19,407	1.14	1.02
54	21,907	25,107	21,426	1.14	1.02
55	24,604	28,279	24,272	1.15	1.01
56	27,358	31,336	26,978	1.15	1.01
57	29,926	33,765	29,379	1.13	1.02

度審事務局は一部に予算書による推計を組み込んでいる。

それぞれ毎年推計が発表されているが、最近 5 年間の推計値は表 1 のようになる。社会保障関係総費用（広義の社会保障）が社会保障給付費の大体 1.13～1.15 倍になっている。含まれる費目の違いによって、1 割強の違いが出ていることがわかる。また、「社会保障給付費」と「社会保障関係総費用」のうちの給付費のみの部分を比べると、前者の方が後者よりも 1～2% 程度多くなっている。

(武川)

経済企画庁による社会保障移転と厚生省・社会保障研究所による社会保障給付費との相違

社会保障移転とは、国民経済計算における勘定項目の 1 つ、一般政府から家計への反対給付のない一方的所得移転のことであり、内容的に世帯の受け取る社会保障給付と重なる部分が大きい。すなわちそれには、社会保障基金（健康保険、厚生年金等の特別会計、国家公務員等の共済組合、厚生年金基金等の基金等）から家計に支払われる社会保障給付金（老齢年金給付、労働災害、傷病に対する給付金、雇用保険失業給付金等）、特定の基金・準備金を設けず民間基金や保険組織に加入しないで雇主から雇用者に直接支払われる無基金雇用者福祉給付（公務災害補償等）及び社会扶助金（生活保護給付、恩給等）等の社会保障関係支出が含まれている。

社会保障給付費との主な相違点は、社会保障移転の場合、労働保険の中に労働福祉事業（福祉施設給付金）を含んでいること、および社会扶助金に社会福祉の地方単独事業分、失業対策費（職業

転換訓練費補助金等）、奨学金等を含んでいるためその分社会保障給付費より大きくなっている。しかし他方で社会福祉費として、社会福祉諸費、国立厚生援護所運営費等を含んでいないこと等のために、その分社会保障給付費より小さくなると考えられる。

(城戸)

II 社会保障給付費

昭和 57 年度の「社会保障給付費の推計」（本誌前号掲載）においては、ILO 基準による制度別分類に従ったが、本節では「社会保険」「社会福祉」「公的扶助」「公衆衛生」「恩給・戦争犠牲者援護」の 5 つに分類した。「社会保険」には医療保険、老人保健、年金保険、雇用保険、および公務員恩給を除く公務員に対する特別制度が含まれる。また「社会福祉」は児童手当制度を含む。

(1) 制度別社会保障給付費

昭和 57 年度の社会保障給付費は総額 29 兆 9,263 億円で昭和 56 年度に比べて 9.4% 増加している（表 2、図 1、図 2 参照）。国民 1 人当たり社会保障給付費は 25 万 2,100 円である（表 3 を参照）。社会保障給付費を制度別にみると、「社会保険」が 23 兆 9,760 億円（構成比 80.1%）、「社会福祉」が 2 兆 189 億円（同 6.8%）、「公的扶助」が 1 兆 3,368 億円（同 4.5%）、「公衆衛生」が 5,087 億円（同 1.7%）、「恩給・戦争犠牲者援護」が 2 兆 859 億円（同 7.0%）である。「社会保険」の占める比重が大きく、その構成比は昭和 45 年以来増大する傾向にあった（表 2 を参照）。

(2) 社会保障給付費の制度別伸び率

昭和 57 年度において社会保障給付費の伸び率は 9.4% である。社会保障給付費の伸び率は昭和 45 年度以降毎年国民所得の伸び率を上回っている（表 4、図 2 参照）。制度別伸び率をみると、昭和 57 年度において「社会保険」は 10.6% であり、他の制度に比べて高い伸びを示している。「社会福祉」は 5.7%、「公的扶助」は 8.1%、「公衆衛生」は 2.4%、「恩給・戦争犠牲者援護」は 2.6% であ

表 2

年 度	社 会 保 障 給 付 費 の 制 度 別 推 移						国民所得
	社会保険	社会福祉	公的扶助	公衆衛生	恩給・戦争犠牲者援護	計	
昭和 45 (1970)	億円 25,476 (72.3)	億円 1,334 (3.8)	億円 2,743 (7.8)	億円 1,802 (5.1)	億円 3,884 (11.0)	億円 35,239	億円 608,754
46 (1971)	28,867 (72.8)	1,706 (4.3)	3,104 (7.8)	1,890 (4.8)	4,104 (10.4)	39,670	658,456
47 (1972)	35,711 (73.1)	2,740 (5.6)	3,900 (8.0)	2,105 (4.3)	4,481 (9.2)	48,937	776,021
48 (1973)	43,700 (71.5)	5,057 (8.2)	4,469 (7.3)	2,343 (3.8)	5,583 (9.2)	61,152	955,260
49 (1974)	66,059 (74.2)	6,955 (7.8)	5,753 (6.5)	2,904 (3.3)	7,223 (8.1)	88,894	1,120,816
50 (1975)	88,440 (75.7)	9,072 (7.7)	6,764 (5.8)	3,240 (2.8)	9,210 (7.8)	116,726	1,231,843
51 (1976)	110,151 (76.1)	11,259 (7.8)	7,858 (5.4)	3,639 (2.5)	11,921 (8.2)	144,828	1,384,468
52 (1977)	128,800 (76.4)	12,886 (7.6)	8,894 (5.3)	4,038 (2.4)	13,844 (8.2)	168,462	1,526,902
53 (1978)	152,103 (77.1)	14,556 (7.4)	10,367 (5.3)	4,577 (2.3)	15,610 (7.9)	197,213	1,668,549
54 (1979)	169,770 (77.5)	16,261 (7.4)	11,114 (5.1)	4,667 (2.1)	17,254 (7.9)	219,066	1,787,125
55 (1980)	192,960 (78.4)	17,777 (7.2)	11,553 (4.7)	4,840 (2.0)	18,913 (7.7)	246,044	1,940,362
56 (1981)	216,810 (79.2)	19,099 (7.0)	12,363 (4.5)	4,966 (1.8)	20,340 (7.4)	273,578	2,030,837
57 (1982)	239,760 (80.1)	20,189 (6.8)	13,368 (4.5)	5,087 (1.7)	20,859 (7.0)	299,263	2,118,283

注 1) () 内は構成比を示す。単位は % である。

2) 国民所得は経済企画庁「昭和59年版国民経済計算年報」による。

3) 四捨五入の関係で計に一致しない場合がある。

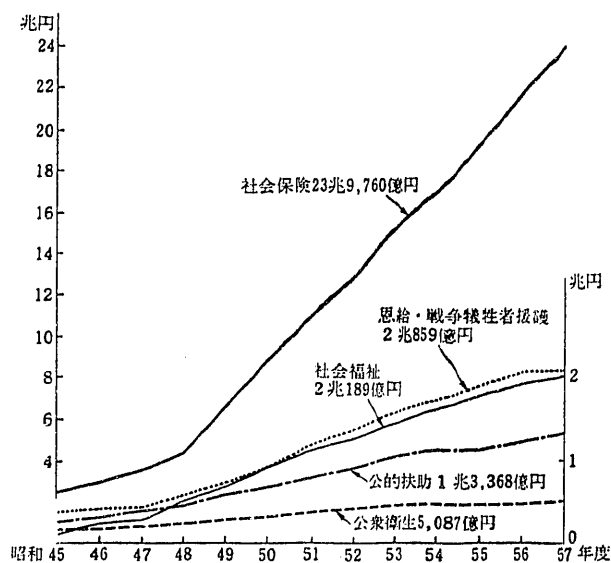


図 1 社会保障給付費の制度別推移

注) 数字は昭和 57 年度の実数を示す。

表 3 1人当たり社会保障給付費と
1人当たり国民所得

年 度	1 人 当 たり 社会保険給付費		1 人 当 たり 国民所得	
	実 額 千 円	指 数 (45年=100)	実 額 千 円	指 数 (45年=100)
昭和45(1970)	33.7	100.0	587.2	100.0
46(1971)	37.4	111.0	626.7	106.7
47(1972)	45.5	135.0	722.9	123.1
48(1973)	56.0	166.2	876.2	149.2
49(1974)	80.4	238.6	1,014.5	172.8
50(1975)	104.3	309.5	1,101.5	187.6
51(1976)	128.1	380.1	1,225.2	208.7
52(1977)	147.6	438.0	1,338.5	227.9
53(1978)	171.2	508.0	1,449.6	246.9
54(1979)	188.6	559.6	1,559.8	265.6
55(1980)	210.2	623.7	1,658.8	282.5
56(1981)	232.1	688.7	1,723.7	293.5
57(1982)	252.1	748.1	1,785.7	304.1

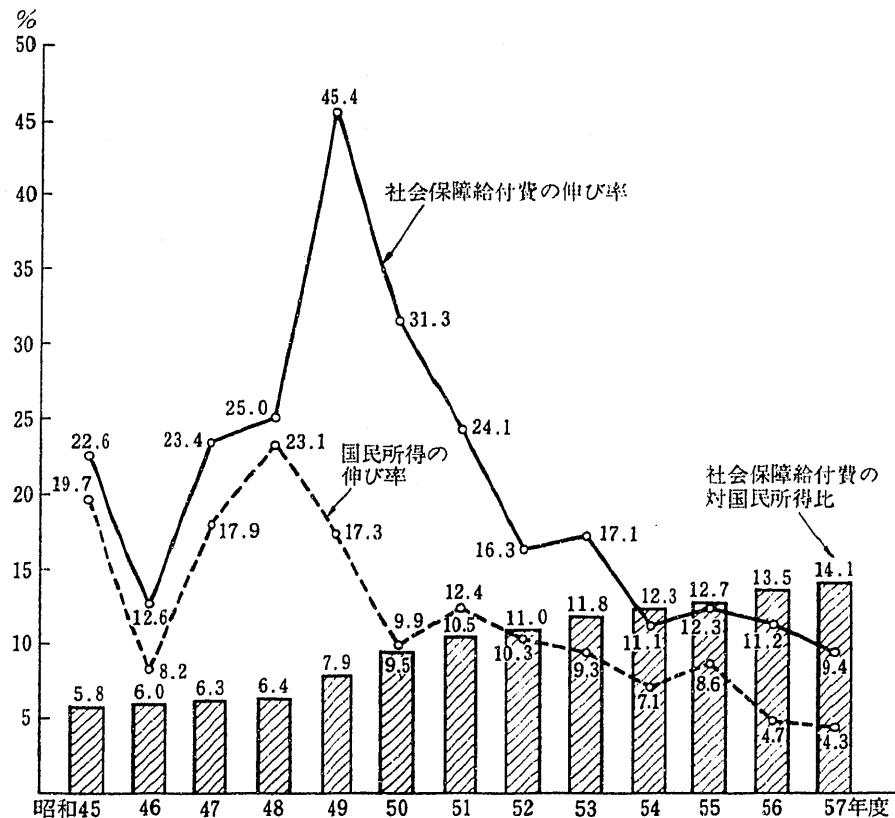


図 2 社会保障給付費の推移

表 4 社会保障給付費と国民所得の制度別対前年度伸び率

年 度	社 会 保 障 給 付 費						国民所得
	社会保険	社会福祉	公的扶助	公衆衛生	恩給・戦争犠牲者援護	計	
昭和45 (1970)	22.8%	29.6%	20.4%	16.0%	24.1%	22.6%	19.7%
46 (1971)	13.3	27.9	13.2	4.9	5.6	12.6	8.2
47 (1972)	23.7	60.6	25.6	11.4	9.2	23.4	17.9
48 (1973)	22.4	84.6	14.6	11.3	24.6	25.0	23.1
49 (1974)	51.2	37.5	28.7	23.9	29.4	45.4	17.3
50 (1975)	33.9	30.4	17.6	11.6	27.5	31.3	9.9
51 (1976)	24.6	24.1	16.2	12.3	29.4	24.1	12.4
52 (1977)	16.9	14.5	13.2	11.0	16.1	16.3	10.3
53 (1978)	18.1	13.0	16.6	13.4	12.8	17.1	9.3
54 (1979)	11.6	11.7	7.2	2.0	10.5	11.1	7.1
55 (1980)	13.7	9.3	4.0	3.7	9.6	12.3	8.6
56 (1981)	12.4	7.4	7.0	2.6	7.5	11.2	4.7
57 (1982)	10.6	5.7	8.1	2.4	2.6	9.4	4.3

る（表 4 参照）。

（3） 社会保障給付費の制度別対国民所得比

昭和57年度における社会保障給付費の対国民所得比は14.13%で前年度の13.47%に比べ、0.66ポ

イント増加している。対国民所得比の推移をみると、昭和51年度にはじめて10%を超えたが、その後も人口の高齢化、年金制度の成熟化などにより増加を続けている（表 5、図 3 参照）。

表 5 社会保障給付費（対国民所得比）の制度別推移

年 度	対 国 民 所 得 比					計
	社会保険	社会福祉	公的扶助	公衆衛生	恩給・戦争犠牲者援護	
昭和45 (1970)	4.19%	0.22%	0.45%	0.30%	0.64%	5.79%
46 (1971)	4.38	0.26	0.47	0.29	0.62	6.02
47 (1972)	4.60	0.35	0.50	0.27	0.58	6.31
48 (1973)	4.57	0.53	0.47	0.24	0.58	6.40
49 (1974)	5.89	0.62	0.51	0.26	0.64	7.93
50 (1975)	7.18	0.74	0.55	0.26	0.75	9.48
51 (1976)	7.96	0.81	0.57	0.26	0.86	10.46
52 (1977)	8.44	0.84	0.58	0.26	0.91	11.03
53 (1978)	9.12	0.87	0.62	0.27	0.94	11.82
54 (1979)	9.50	0.91	0.62	0.26	0.97	12.26
55 (1980)	9.94	0.92	0.60	0.24	0.97	12.68
56 (1981)	10.68	0.94	0.61	0.24	1.00	13.47
57 (1982)	11.32	0.95	0.63	0.24	0.98	14.13

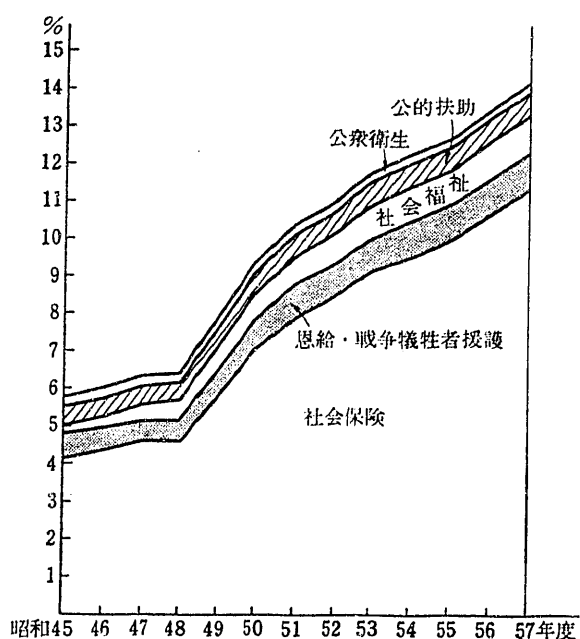


図 3 社会保障給付費の対国民所得比制度別推移

社会保障給付費の制度別対国民所得比をみると、昭和57年度において「社会保険」が11.32%、「社会福祉」が0.95%、「公的扶助」が0.63%、「公衆衛生」が0.24%、「恩給・戦争犠牲者援護」が0.98%である。

(4) 部門別社会保障給付費

ここでさらに、社会保障給付費を「医療」、「年金」、「その他」の部門別に分類する。

「医療」には、医療保険の医療給付、労災保険

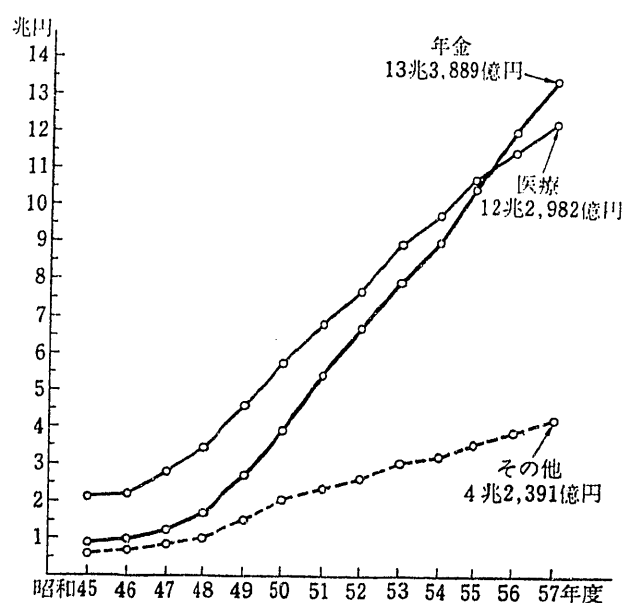


図 4 社会保障給付費の部門別推移

の医療給付、生活保護の医療扶助、老人、結核、精神その他の公費負担医療、保健所が行う公衆衛生サービス等が含まれる。

「年金」には、厚生年金、国民年金等の8つの公的年金、恩給および労災保険の年金給付等が含まれる。

「その他」には、生活保護の医療扶助以外の各種扶助、児童手当等の各種の手当、施設措置費、社会福祉サービス、医療保険の傷病手当金、労災保険の休業補償給付、雇用保険の失業給付等が含

表 6 社会保障給付費の部門別推移

年 度	社 会 保 障 給 付 費						計	国 民 所 得
	医 療	構 成 比	年 金	構 成 比	そ の 他	構 成 比		
	億円	%	億円	%	億円	%	億円	億円
昭和45 (1970)	20,758	58.9	8,562	24.3	5,920	16.8	35,239	608,754
46 (1971)	22,498	56.7	10,152	25.6	7,020	17.7	39,670	658,456
47 (1972)	27,938	57.1	12,323	25.2	8,676	17.7	48,937	776,021
48 (1973)	33,726	55.2	16,956	27.7	10,470	17.1	61,152	955,260
49 (1974)	46,918	52.8	26,708	30.0	15,267	17.2	88,894	1,120,816
50 (1975)	56,881	48.7	39,316	33.7	20,529	17.6	116,726	1,231,843
51 (1976)	67,862	46.9	53,859	37.2	23,106	16.0	144,828	1,384,468
52 (1977)	75,755	45.0	66,614	39.5	26,093	15.5	168,462	1,526,902
53 (1978)	88,661	45.0	78,538	39.8	30,014	15.2	197,213	1,668,549
54 (1979)	97,115	44.3	89,987	41.1	31,964	14.6	219,066	1,787,125
55 (1980)	106,582	43.3	104,709	42.6	34,753	14.1	246,044	1,940,362
56 (1981)	114,424	41.8	120,616	44.1	38,539	14.1	273,578	2,030,837
57 (1982)	122,982	41.1	133,889	44.7	42,391	14.2	299,263	2,118,283

表 7 社会保障給付費（対国民所得比）の部門別推移

年 度	対 国 民 所 得 比			
	医 療	年 金	そ の 他	計
昭和45 (1970)	3.41%	1.41%	0.97%	5.79%
46 (1971)	3.42	1.54	1.07	6.02
47 (1972)	3.60	1.59	1.12	6.31
48 (1973)	3.53	1.78	1.10	6.40
49 (1974)	4.19	2.38	1.36	7.93
50 (1975)	4.62	3.19	1.67	9.48
51 (1976)	4.90	3.89	1.67	10.46
52 (1977)	4.96	4.36	1.71	11.03
53 (1978)	5.31	4.71	1.80	11.82
54 (1979)	5.43	5.04	1.79	12.26
55 (1980)	5.49	5.40	1.79	12.68
56 (1981)	5.63	5.94	1.90	13.47
57 (1982)	5.81	6.32	2.00	14.13

まれる。

社会保障給付費を部門別に「医療」、「年金」、「その他」に大別すると、「医療」が12兆2,982億円（構成比41.1%）,「年金」が13兆3,889億円（同44.7%）,「その他」が4兆2,391億円（同14.2%）であり、「年金」の占める比重は前年度に比べさらに増大した（表6, 図4参照）。なお,「その他」の内訳は社会福祉1.3兆円, 雇用保険1.2兆円, 生活保護（医療扶助は除く）0.6兆円などである。

社会保障給付費の対国民所得比を部門別にみると, 昭和57年度では「年金」が6.32%, 「医療」

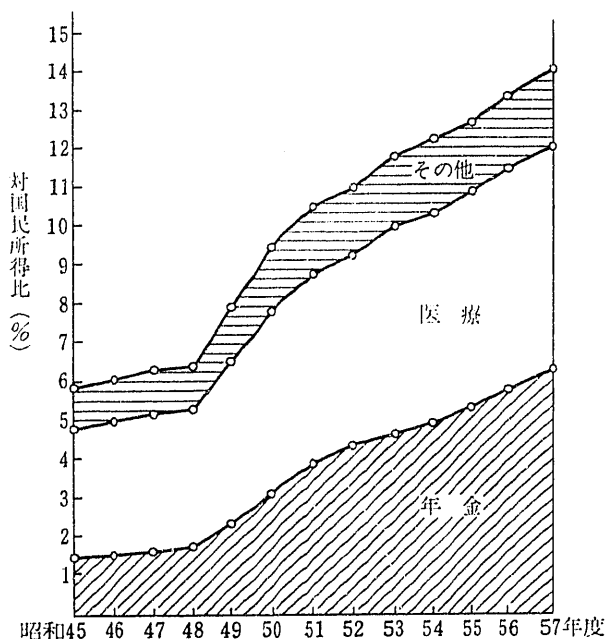


図 5 社会保障給付費（対国民所得比）の推移

が5.81%, 「その他」は2.00%となっている（表7, 図5参照）。

（木村）

III 社会保障収入

社会保障の給付と負担は表裏一体の関係にあり, 社会保障制度の充実は当然のことながら費用負担の増大をもたらす。社会保障の費用は主として租税または社会保険料によってまかなわれるが, 社

会保障給付費の増加に伴い、わが国における費用負担の規模および財源別構成はどのように変化してきているであろうか。本節では、社会保障収入についてとりあげよう。

(1) ILO 基準による社会保障費用

ILO 基準による社会保障収入は次の項目よりなる。すなわち、被保険者拠出、事業主拠出、社会保障特別税、国庫負担、他の公費負担、資産収入、およびその他の収入である。他制度からの移転は重複計算を避けるため、収入に含めない。社会保障特別税はわが国には存在しない。

なお、社会保障支出は次の項目よりなる。すな

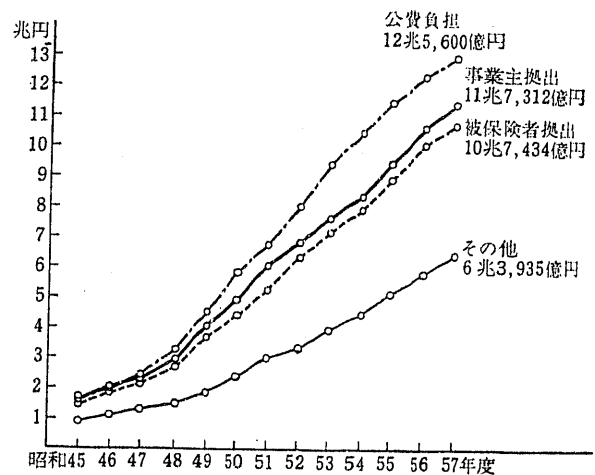


図6 社会保障収入の財源別推移

表8 社会保障収入の財源別推移

年 度	被 保 険 者 拠 出	事 業 主 拠 出	国 庫 負 担	他 の 公 費 負 担	資 産 収 入	そ の 他	計
昭和45 (1970)	15,558	17,037	14,425	1,997	4,753	3,886	57,655
46 (1971)	18,638	20,706	16,290	2,222	6,024	4,508	68,388
47 (1972)	21,779	24,195	20,047	3,087	7,377	5,947	82,432
48 (1973)	26,906	30,086	26,484	4,233	8,960	6,265	102,935
49 (1974)	37,219	41,352	37,247	5,798	11,506	7,782	140,905
50 (1975)	44,231	50,751	48,528	7,013	14,335	9,647	174,504
51 (1976)	52,368	60,140	58,344	8,184	17,031	13,050	209,118
52 (1977)	62,801	70,589	68,016	9,201	20,470	12,269	243,347
53 (1978)	71,177	78,971	80,054	10,496	23,415	15,705	279,818
54 (1979)	78,591	86,126	89,047	11,780	27,010	16,927	309,481
55 (1980)	88,844	97,263	97,952	12,688	32,338	18,976	348,061
56 (1981)	100,214	109,797	105,815	13,495	38,408	19,938	387,667
57 (1982)	107,434	117,312	111,857	13,743	44,164	19,771	414,282

注 1) 計には、「他制度からの移転」を含まない。

2) 時系列で比較するため、昭和57年度の内訳の数字は『季刊社会保障研究』Vol. 20, No. 2, p. 225 の数字とは若干異なっている。

表9 社会保障収入と国民所得の対前年度伸び率

年 度	社 会 保 障 収 入							国民所得
	被保険者拠出	事業主拠出	国庫負担	他の公費負担	資産収入	その他	計	
昭和45 (1970)	17.8%	22.0%	20.5%	21.5%	24.0%	41.0%	21.7%	19.7%
46 (1971)	19.8	21.5	12.9	11.3	26.7	16.0	18.6	8.2
47 (1972)	16.9	16.9	23.1	38.9	22.5	31.9	20.5	17.9
48 (1973)	23.5	24.3	32.1	37.1	21.5	5.3	24.9	23.1
49 (1974)	38.3	37.4	40.6	37.0	28.4	24.2	36.9	17.3
50 (1975)	18.8	22.7	30.3	21.0	24.6	24.0	23.8	9.9
51 (1976)	18.4	18.5	20.2	16.7	18.8	35.3	19.8	12.4
52 (1977)	19.9	17.4	6.6	12.4	20.2	△ 6.0	16.4	10.3
53 (1978)	13.3	11.9	17.7	14.1	14.4	28.0	15.0	9.3
54 (1979)	10.4	9.1	11.2	12.2	15.4	7.8	10.6	7.1
55 (1980)	13.0	12.9	10.0	7.7	19.7	12.1	12.5	8.6
56 (1981)	12.8	12.9	8.0	6.4	18.8	5.1	11.4	4.7
57 (1982)	7.2	6.8	5.7	1.8	15.0	△ 0.8	6.9	4.3

注) 表8の注(1)に同じ。

わち、社会保障給付費、管理費、およびその他の支出である。

昭和57年度の社会保障収入は総額41兆4,282億円で、対国民所得比は19.56%である。社会保障収入(41兆4,282億円)と社会保障給付費(29兆9,263億円)との差額、11兆5,019億円は事務費(5,866億円)、積立金等への繰入れ(8兆2,869億円)、施設費、借入金償還金等その他の費用(2兆6,284億円)からなっている。

社会保障収入を財源別実額および構成比でみると、昭和57年度には「被保険者拠出」が10兆7,434億円(構成比25.9%)、「事業主拠出」が11兆7,312億円(同28.5%)、「公費負担」が12兆5,600億円(同30.3%)、「その他」が6兆3,935億円(同15.5%)である(図6、表8参照)。

(2) 社会保障収入の増大：国民所得の成長との比較

昭和57年度の社会保障収入は昭和56年度に比べて6.9%増加している。収入伸び率の推移をみると、昭和45年度以降、各年度とも国民所得の伸び率を上回っている(表9参照)。財源別伸び率をみると、昭和45年度から57年度の間の伸びが大きいのは「国庫負担」と「資産収入」である。

昭和27年度以降の社会保障収入伸び率の推移を示すと、表10、図7のようになる。社会保障収入の対前年度伸び率は社会保障支出の伸び率に近い動きを示している。収入の伸び率はほとんどの年度において、国民所得の伸び率を上回っている。この現象は年平均伸び率に関しても同様であり、社会保障収入は国民所得よりも急速に増大している。すなわち、昭和28～37年の10年間における社会保障収入の年平均伸び率は17.6%であるが、国民所得の伸びは13.1%である。昭和38～47年には収入19.7%に対して、国民所得16.2%、さらに昭和48～57年には収入17.8%に対して、国民所得10.7%である。社会保障収入と支出の年平均伸び率を比較すると、昭和28～37年度、および昭和38～47年度には、収入の伸びが支出の伸びを上回っていたが、昭和48～57年度には、逆転している点も注目されよう(表11参照)。

表 10 社会保障収入・支出と国民所得の対前年度伸び率 (昭和27～57年度)

	社会保障収入	社会保障支出	国民所得
昭和27 (1952)	35.5%	36.2%	17.6%
28 (1953)	34.4	19.8	15.1
29 (1954)	19.9	45.3	9.8
30 (1955)	8.1	1.3	10.7
31 (1956)	9.1	4.5	12.0
32 (1957)	12.1	10.0	14.5
33 (1958)	14.7	16.6	2.8
34 (1959)	15.2	14.1	14.6
35 (1960)	19.7	13.2	20.4
36 (1961)	25.0	20.6	18.7
37 (1962)	18.0	17.2	12.5
38 (1963)	20.1	20.9	16.3
39 (1964)	17.0	20.0	13.4
40 (1965)	25.8	19.3	—
41 (1966)	19.8	19.0	16.9
42 (1967)	18.2	17.2	18.2
43 (1968)	17.1	17.0	17.3
44 (1969)	18.6	15.0	17.9
45 (1970)	21.7	23.2	19.7
46 (1971)	18.6	14.8	8.2
47 (1972)	20.5	22.7	17.9
48 (1973)	24.9	24.9	23.1
49 (1974)	36.9	42.4	17.3
50 (1975)	23.8	29.3	9.9
51 (1976)	19.8	22.5	12.4
52 (1977)	16.4	16.8	10.3
53 (1978)	15.0	16.4	9.3
54 (1979)	10.6	11.0	7.1
55 (1980)	12.5	12.6	8.6
56 (1981)	11.4	11.3	4.7
57 (1982)	6.9	8.2	4.3

注 1) 国民所得は昭和29～39年度については、経済企画庁『国民所得統計年報』昭和50年版、昭和40～57年度については、経済企画庁『国民経済計算年報』昭和58・59年版による。
2) 社会保障収入には「他制度からの移転」を含まず、社会保障支出には、「他制度への移転」を含まない。

表 11 社会保障収入・支出および国民所得の年平均伸び率 (単位：%)

年 度	社会保障収入	社会保障支出	国民所得
昭和28～37	17.61	16.26	13.11
38～47	19.74	18.91	16.20
48～57	17.82	19.54	10.70

昭和57年度における社会保障収入の対国民所得比は19.6%である。社会保障収入の対国民所得比は注目すべきペースで年々増加を続けている。社会保障収入の対国民所得比の推移をみると、昭和

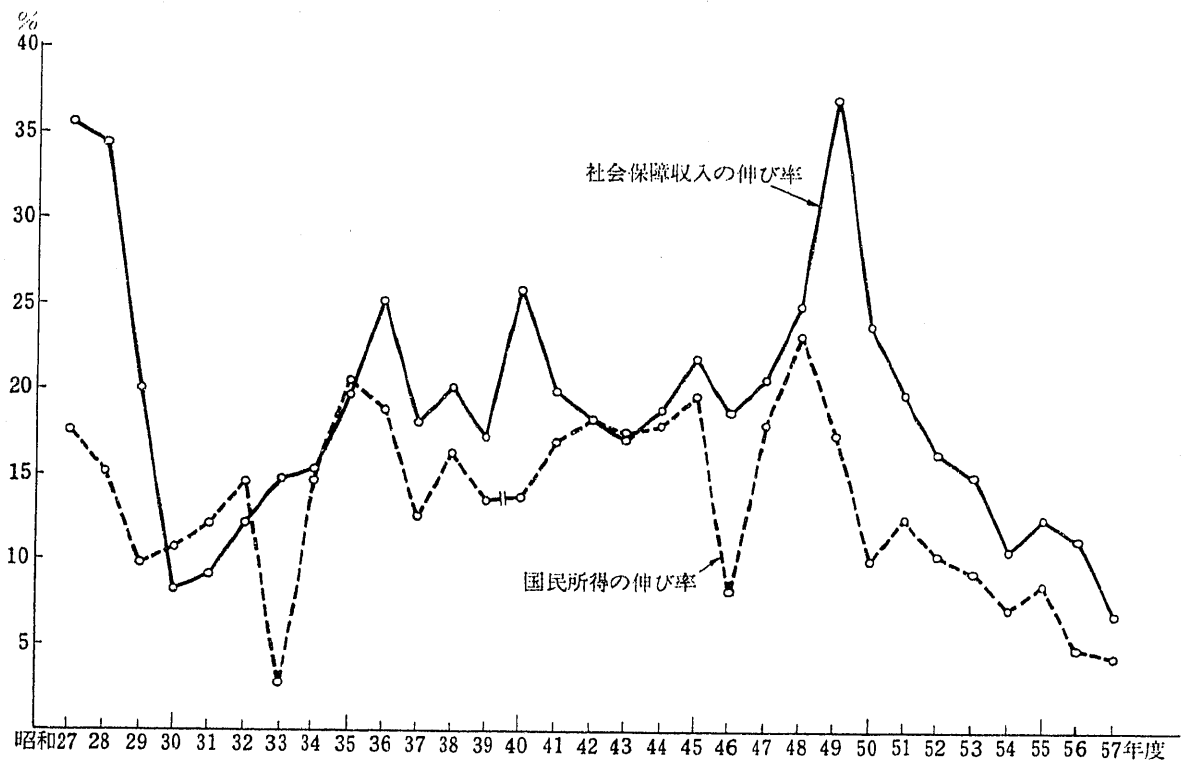


図 7 社会保障収入と国民所得の対前年度伸び率（昭和 27～57 年度）

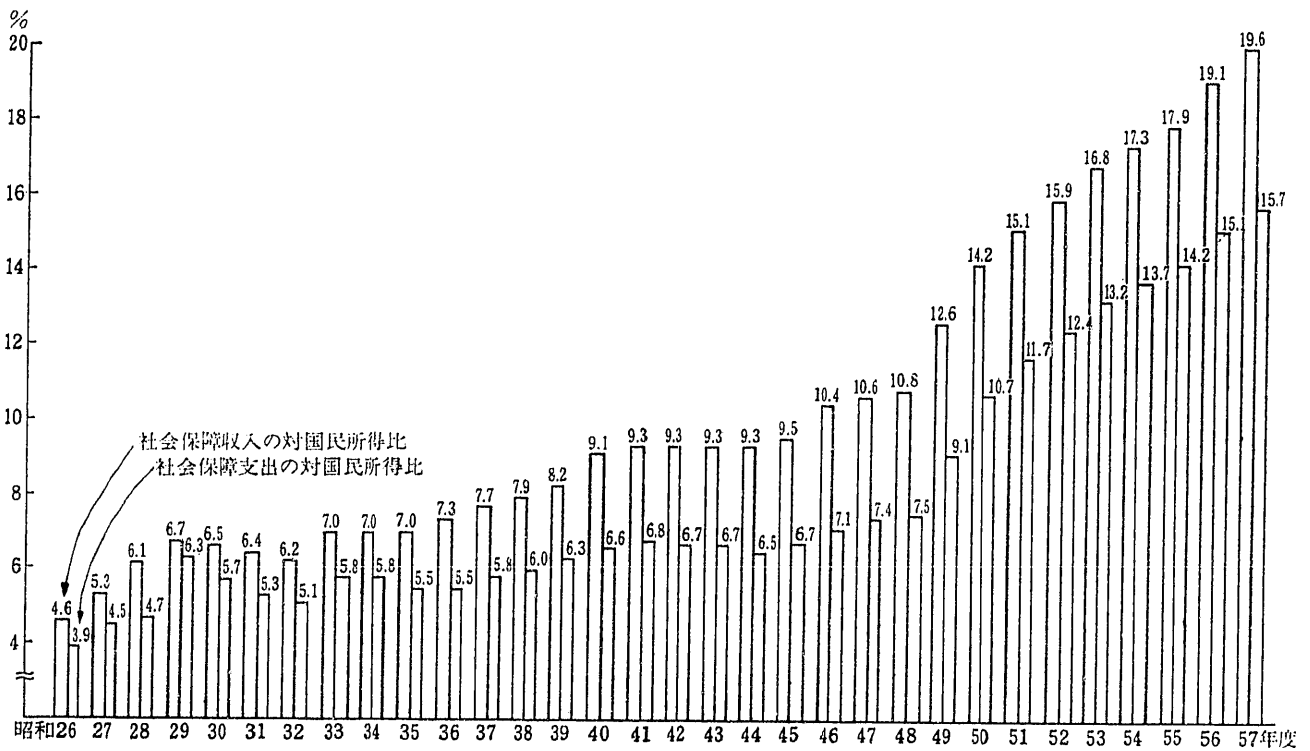


図 8 社会保障収入および社会保障支出の対国民所得比の推移（昭和 26～57 年度）

表 12 社会保障収入の対国民所得比の推移

年 度	対 国 民 所 得 比						
	被 保 険 者 出 拠	事 業 主 出 拠	国 庫 負 担	他 の 公 費 担 負	資 産 収 入	そ の 他	計
昭和45 (1970)	2.56%	2.80%	2.37%	0.33%	0.78%	0.64%	9.47%
46 (1971)	2.83	3.14	2.47	0.34	0.91	0.68	10.39
47 (1972)	2.81	3.11	2.58	0.40	0.95	0.77	10.63
48 (1973)	2.82	3.15	2.77	0.44	0.94	0.66	10.78
49 (1974)	3.32	3.69	3.32	0.52	1.03	0.69	12.57
50 (1975)	3.59	4.12	3.94	0.57	1.16	0.78	14.17
51 (1976)	3.78	4.34	4.21	0.59	1.23	0.94	15.10
52 (1977)	4.11	4.62	4.45	0.60	1.34	0.80	15.94
53 (1978)	4.27	4.73	4.80	0.63	1.40	0.94	16.77
54 (1979)	4.40	4.82	4.98	0.66	1.51	0.95	17.32
55 (1980)	4.58	5.01	5.05	0.65	1.67	0.98	17.94
56 (1981)	4.93	5.41	5.21	0.66	1.89	0.98	19.09
57 (1982)	5.07	5.54	5.28	0.65	2.08	0.93	19.56

注) 計には、「他制度からの移転」を含まない。

表 13 社会保障収入・支出の対国民所得比の推移

年 度	社会保障収入の 対国民所得比	社会保障支出の 対国民所得比
昭和26 (1951)	4.56%	3.92%
27 (1952)	5.26	4.54
28 (1953)	6.14	4.72
29 (1954)	6.70	6.25
30 (1955)	6.54	5.72
31 (1956)	6.37	5.33
32 (1957)	6.24	5.13
33 (1958)	6.96	5.82
34 (1959)	7.00	5.79
35 (1960)	6.96	5.45
36 (1961)	7.32	5.53
37 (1962)	7.68	5.76
38 (1963)	7.93	5.99
39 (1964)	8.18	6.33
40 (1965)	9.05	6.64
41 (1966)	9.28	6.76
42 (1967)	9.27	6.70
43 (1968)	9.26	6.68
44 (1969)	9.31	6.51
45 (1970)	9.47	6.70
46 (1971)	10.39	7.12
47 (1972)	10.63	7.41
48 (1973)	10.78	7.52
49 (1974)	12.57	9.13
50 (1975)	14.17	10.74
51 (1976)	15.10	11.70
52 (1977)	15.94	12.39
53 (1978)	16.77	13.19
54 (1979)	17.32	13.68
55 (1980)	17.94	14.19
56 (1981)	19.09	15.09
57 (1982)	19.56	15.65

注) 表10の注1), 2) に同じ。

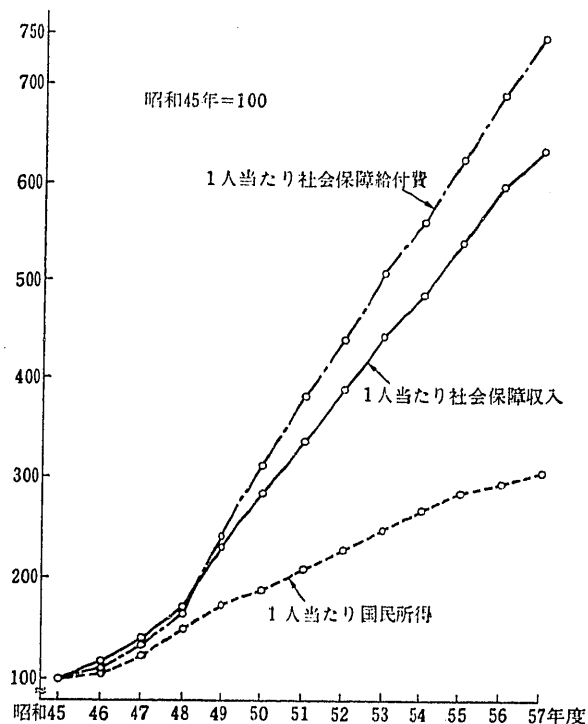


図 9 1人当たり社会保障収入・社会保障給付費と1人当たり国民所得

46年度にはじめて10%を超えたが、その後も増加を続けている(図8, 表12, 表13参照)。

さらに、1人当たり社会保障収入・支出・給付費と1人当たり国民所得の推移をみると表14, 図9のようになる。昭和45年度を100とする指数により比較すると、昭和45年度以前には社会保障の指数と国民所得のその間に大きな差異はないが、

表 14 1人当たり社会保障収入・社会保障支出・社会保障給付費と1人当たり国民所得

	1人当たり 社会保障収入		1人当たり 社会保障支出		1人当たり 社会保障給付費		1人当たり国民所得	
	実額 千円	指数 ^(45年) =100	実額 千円	指数 ^(45年) =100	実額 千円	指数 ^(45年) =100	実額 千円	指数 ^(45年) =100
昭和26 (1951)	2.4	4	2.1	5	1.9	6	52.5	9
27 (1952)	3.2	6	2.8	7	2.6	8	60.8	10
28 (1953)	4.2	8	3.3	8	3.0	9	69.0	12
29 (1954)	5.0	9	4.7	12	4.4	13	74.7	13
30 (1955)	5.4	10	4.7	12	4.4	13	81.8	14
31 (1956)	5.8	10	4.8	12	4.4	13	90.7	15
32 (1957)	6.4	12	5.3	13	4.8	14	102.9	18
33 (1958)	7.3	13	6.1	15	5.5	16	104.8	18
34 (1959)	8.3	15	6.9	18	6.2	19	119.0	20
35 (1960)	9.9	18	7.7	20	7.0	21	142.1	24
36 (1961)	12.2	22	9.2	23	8.4	25	167.2	28
37 (1962)	14.3	26	10.7	27	9.7	29	186.4	32
38 (1963)	17.0	31	12.8	33	11.7	35	214.5	37
39 (1964)	19.7	35	15.2	39	13.7	41	240.8	41
40 (1965)	24.5	44	18.0	46	16.3	49	266.0	45
41 (1966)	29.1	52	21.2	54	18.7	55	308.0	52
42 (1967)	34.0	61	24.6	63	21.4	64	361.7	62
43 (1968)	39.4	71	28.4	72	24.5	73	423.1	72
44 (1969)	46.2	83	32.3	82	28.0	83	486.2	83
45 (1970)	55.6	100	39.3	100	33.7	100	587.2	100
46 (1971)	65.0	117	44.6	113	37.4	111	626.7	107
47 (1972)	76.6	138	53.4	136	45.5	135	722.9	123
48 (1973)	94.3	170	65.8	167	56.0	166	876.2	149
49 (1974)	127.4	229	92.5	235	80.4	239	1,014.5	173
50 (1975)	155.9	280	118.2	300	104.3	310	1,101.5	188
51 (1976)	184.9	333	143.3	364	128.1	380	1,225.2	209
52 (1977)	213.2	383	165.8	421	147.6	438	1,338.5	228
53 (1978)	242.9	437	191.1	486	171.2	508	1,449.6	247
54 (1979)	266.4	479	210.5	535	188.6	560	1,559.8	266
55 (1980)	297.3	535	235.2	598	210.2	624	1,658.8	283
56 (1981)	328.9	592	259.9	661	232.1	689	1,723.7	294
57 (1982)	349.0	628	279.2	710	252.1	748	1,785.7	304

昭和45年度以後は前者が後者を大きく上回る。すなわち、昭和45年度を100とした場合、昭和57年度の1人当たり国民所得の指数は304であるが、1人当たり社会保障収入の指数は628、支出は710、給付費は748である（図9、表14参照）。

（3） 社会保障収入の財源別構成の変化

社会保障収入の財源別構成比の推移（昭和25～57年度）をみると、この期間については変動をくり返しながら推移している。長期的な傾向としては、事業主拠出割合は概ね3割程度で推移し、資産収入は増大傾向を示している（表15、図10参

照）。図10は、昭和36年から5年毎の財源別構成を示したものであるが、総収入に占める保険料収入（被保険者拠出＋事業主拠出）のシェアは昭和36年度には56.8%であったが、その後若干の変動を続け、昭和55年には53.4%になっている。昭和57年度には54.2%へやや増加している。国庫負担の割合は、昭和36年度には31.4%であったが、昭和50年以後は28%前後で推移している。資産収入割合は大幅な伸びを示している。

このように社会保障制度全体では保険料収入および公費負担から資産収入へのシフトがみられるが、各制度別の変化はどうであろうか。社会保険

表 15 社会保障収入の財源別構成比の推移

年 度	被 保 険 者 出 拠	事 業 主 出 拠	国 庫 負 担	他 の 公 費 負 担	資 産 収 入	そ の 他	計
昭和25 (1950)	27.7%	36.1%	21.6%	7.3%	0.9%	6.4%	1,550億円
26 (1951)	28.1	36.0	21.2	7.8	1.1	5.8	2,023
27 (1952)	25.7	35.1	27.9	6.9	1.7	2.7	2,741
28 (1953)	23.7	42.3	22.4	6.8	1.6	3.2	3,684
29 (1954)	23.7	43.7	20.6	7.0	2.2	2.8	4,417
30 (1955)	21.5	44.2	27.2		1.7	5.3	4,777
31 (1956)	22.7	45.4	19.1	6.3	2.1	4.4	5,207
32 (1957)	23.7	45.4	18.3	5.9	2.5	4.2	5,839
33 (1958)	25.0	44.3	19.4	4.7	4.4	2.2	6,695
34 (1959)	25.2	43.3	20.4	4.4	4.7	2.0	7,712
35 (1960)	25.8	42.0	20.6	4.2	5.0	2.4	9,231
36 (1961)	26.3	30.5	31.4	3.7	5.4	2.8	11,535
37 (1962)	26.7	31.1	29.5	3.7	5.8	3.3	13,612
38 (1963)	26.2	31.3	29.4	3.8	5.9	3.4	16,353
39 (1964)	26.3	30.9	29.1	4.4	6.3	3.0	19,137
40 (1965)	26.9	30.3	28.2	4.1	6.3	4.1	24,074
41 (1966)	26.9	30.1	27.0	4.0	6.7	5.3	28,850
42 (1967)	26.7	29.9	26.5	3.8	7.2	6.0	34,103
43 (1968)	26.5	29.7	26.6	3.6	7.7	5.9	39,930
44 (1969)	27.9	29.5	25.3	3.5	8.1	5.8	47,372
45 (1970)	27.0	29.5	25.0	3.5	8.2	6.7	57,655
46 (1971)	27.3	30.3	23.8	3.2	8.8	6.6	68,388
47 (1972)	26.4	29.4	24.3	3.7	8.9	7.2	82,432
48 (1973)	26.1	29.2	25.7	4.1	8.7	6.1	102,935
49 (1974)	26.4	29.3	26.4	4.1	8.2	5.5	140,905
50 (1975)	25.3	29.1	27.8	4.0	8.2	5.5	174,504
51 (1976)	25.0	28.8	27.9	3.9	8.1	6.2	209,118
52 (1977)	25.8	29.0	28.0	3.8	8.4	5.0	243,347
53 (1978)	25.4	28.2	28.6	3.8	8.4	5.6	279,818
54 (1979)	25.4	27.8	28.8	3.8	8.7	5.5	309,481
55 (1980)	25.5	27.9	28.1	3.6	9.3	5.5	348,061
56 (1981)	25.9	28.3	27.3	3.5	9.9	5.1	387,667
57 (1982)	25.9	28.3	27.0	3.3	10.7	4.8	414,282

注 1) 計には、「他制度からの移転」を含まない。

2) 昭和25～35年度については、旧軍人遺族等恩給費が事業主拠出の項目に計上されている。

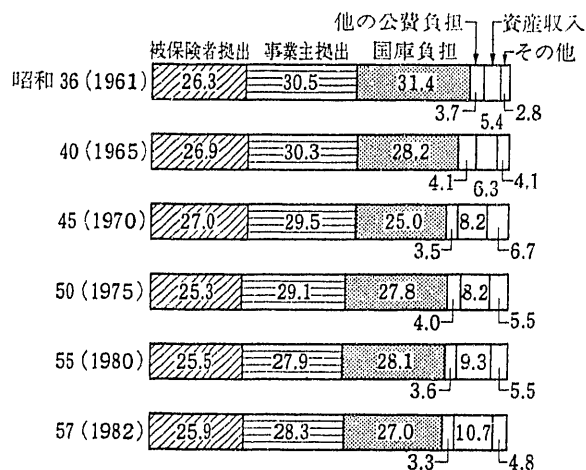


図 10 社会保障収入の財源別構成

表 16 社会保障収入の財源別構成——昭和45年と57年の比較

	年次	被保険者 拠出	事業主 拠出	公費負担	資産収入	その他	合計
厚生年金保険	昭和45(1970)	36.2	36.2	3.2	24.1	0.3	100
	昭和57(1982)	33.4	33.4	6.4	26.6	0.2	100
	差	- 2.8	- 2.8	+ 3.2	+ 2.5	- 0.1	
国民健康保険	昭和45(1970)	33.9	—	60.9	—	5.2	100
	昭和57(1982)	35.6	—	60.1	—	4.4	100
	差	+ 1.7	—	- 0.8	—	- 0.8	
政府管掌健康保険	昭和45(1970)	35.3	35.3	4.0	0	25.4	100
	昭和57(1982)	35.4	35.4	14.1	—	15.1	100
	差	+ 0.1	+ 0.1	+10.1	—	-10.3	
国民年金	昭和45(1970)	36.8	—	48.5	13.6	1.1	100
	昭和57(1982)	37.6	—	52.1	5.3	5.0	100
	差	+ 0.8	—	+ 3.6	- 8.3	+ 3.9	
地方公務員共済組合	昭和45(1970)	31.6	46.1	7.2	15.0	0.1	100
	昭和57(1982)	24.2	47.6	5.6	19.0	3.6	100
	差	- 7.4	+ 1.5	- 1.6	+ 4.0	+ 3.5	
組合管掌健康保険	昭和45(1970)	37.8	52.4	0.4	1.8	7.6	100
	昭和57(1982)	39.1	52.3	0.2	3.6	4.8	100
	差	+ 1.3	- 0.1	- 0.2	+ 1.8	- 2.8	
雇用保険	昭和45(1970)	39.6	39.6	13.7	6.5	0.6	100
	昭和57(1982)	28.3	46.3	20.6	3.0	1.8	100
	差	-11.3	+ 6.7	+ 6.9	- 3.5	+ 1.2	
国家公務員共済組合	昭和45(1970)	30.2	42.6	6.7	20.5	0	100
	昭和57(1982)	24.2	50.4	5.1	20.2	0.1	100
	差	- 6.0	+ 7.8	- 1.6	- 0.3	+ 0.1	
公共企業体 職員共済組合	昭和45(1970)	26.3	56.2	0.1	17.4	0	100
	昭和57(1982)	20.2	67.8	0	12.0	0	100
	差	- 6.1	+11.6	- 0.1	- 5.4	0	
船員保険	昭和45(1970)	27.7	55.0	5.2	11.3	0.8	100
	昭和57(1982)	26.7	47.1	13.8	11.3	1.1	100
	差	- 1.0	- 7.9	+ 8.6	0	+ 0.3	
社会保障収入総額	昭和45(1970)	27.0	29.5	28.5	8.2	6.7	100
	昭和57(1982)	25.9	28.3	30.3	10.7	4.8	100
	差	- 1.1	- 1.2	+ 1.8	+ 2.5	- 1.9	

注) 各制度および社会保障収入総額の合計には、「他制度からの移転」を含まない。

の各制度のうち、昭和57年度の収入総額の多い順に10制度を選び、昭和45年と57年の財源別構成比を比較してみよう(表16参照)。

厚生年金、雇用保険、船員保険では、保険料拠出割合(被保険者拠出+事業主拠出)が相対的に減少し、公費負担が増大している。他方、国家公務員共済組合、国民健康保険、組合管掌健康保険、公共企業体職員共済組合では、保険料拠出割合が増加し、公費負担が減少している。地方公務員共

済組合では、保険料、公費負担両者とも減少し、資産収入割合が増大している。政府管掌健康保険と国民年金では、保険料、公費負担ともに増加している。

なお、昭和57年度において、欧米諸国のように保険料収入のシェアが7割を超えているのは、組合管掌健康保険(91.4%)、公共企業体職員共済組合(88.0%)、国家公務員共済組合(74.6%)、雇用保険(74.6%)、船員保険(73.8%)、地方公

務員共済組合 (71.8%), 政府管掌健康保険 (70.8%) である。他方, 収入に占める公費負担の割合の高いのは, 国民健康保険 (60.1%) および国民年金 (52.1%) である。

(4) 社会保障費用の収支比率

社会保障収入総額に対する社会保障支出総額の割合 (収支比率) の推移をみると, 昭和20年代の後半から30年代の初めには8割を超えていたが, その後7割台で推移し, 40年代半ばには7割弱に下がったが, 近年は8割弱となっている (表17参

表 17 社会保障収入総額に対する社会保障支出総額の割合の推移 (単位: 億円)

年 度	社会保障収入 (1)	社会保障支出 (2)	(2)/(1) %
昭和25 (1950)	1,550	1,366	88.1
26 (1951)	2,023	1,739	86.0
27 (1952)	2,741	2,368	86.4
28 (1953)	3,684	2,836	77.0
29 (1954)	4,417	4,121	93.3
30 (1955)	4,777	4,173	87.4
31 (1956)	5,207	4,360	83.7
32 (1957)	5,839	4,796	82.1
33 (1958)	6,695	5,594	83.6
34 (1959)	7,712	6,383	82.8
35 (1960)	9,231	7,226	78.3
36 (1961)	11,535	8,706	75.5
37 (1962)	13,612	10,214	75.0
38 (1963)	16,353	12,353	75.5
39 (1964)	19,137	14,816	77.4
40 (1965)	24,074	17,672	73.4
41 (1966)	28,850	21,024	72.9
42 (1967)	34,103	24,633	72.2
43 (1968)	39,930	28,811	72.2
44 (1969)	47,372	33,127	69.9
45 (1970)	57,655	40,810	70.8
46 (1971)	68,388	46,859	68.5
47 (1972)	82,432	57,490	69.7
48 (1973)	102,935	71,839	69.8
49 (1974)	140,905	102,332	72.6
50 (1975)	174,504	132,291	75.8
51 (1976)	209,118	162,029	77.5
52 (1977)	243,347	189,224	77.8
53 (1978)	279,818	220,165	78.7
54 (1979)	309,481	244,470	79.0
55 (1980)	348,061	275,278	79.1
56 (1981)	387,667	306,416	79.0
57 (1982)	414,282	331,413	80.0

注) 社会保障収入には, 「他制度からの移転」を含まず, 社会保障支出には, 「他制度への移転」を含まない。

照)。昭和57年度には, 社会保障収入41兆4,282億円に対して, 社会保障支出は33兆1,413億円であり, 収支差は8兆2,869億円, 収支比率80.0%となっている。収支比率80.0%は昭和34年以来の高い率である。なお, 欧米諸国では, 社会保障収入に対する社会保障支出の割合はわが国よりも高い。

表18は, 昭和47~57年までの10年間に各制度別の収支比率がどのように変化したかを示すものである。収支比率が上昇した制度は厚生年金, 国民年金, 船員保険, 共済組合等である。とりわけ, 厚生年金の収支比率は昭和47年の16.5%から57年には52.3%へ大幅な上昇を示している。(都村)

IV 社会保障費の国際比較

(1) 社会保障給付費の国際比較

日本の社会保障給付費全体の規模を対国民所得比で測り, 大陸型社会保障制度の代表であるフランス, 西ドイツと, イギリス・北欧型制度の代表であるイギリス, スウェーデンおよびアメリカの社会保障給付費の規模と比較すると, 表19にみる

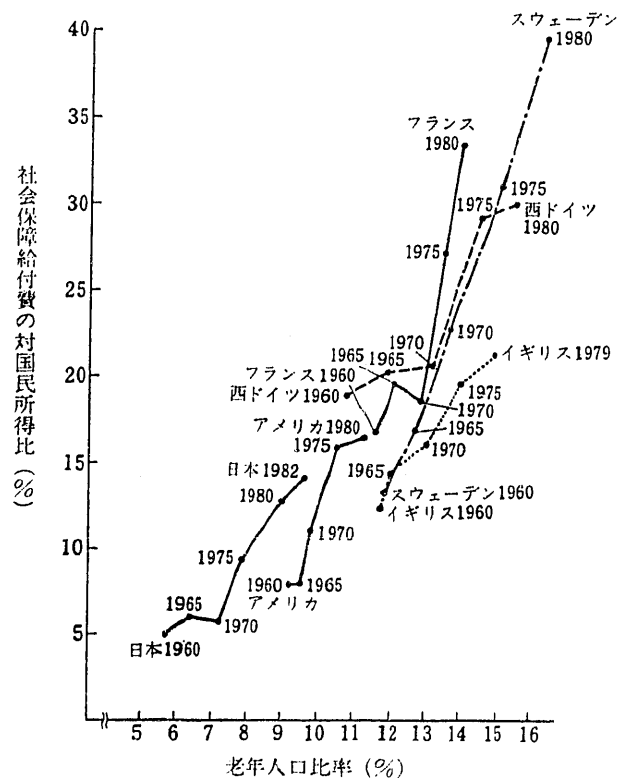


図 11 老年人口比率 (65 歳以上の比率) と社会保障給付費 (対国民所得比) の国際比較

表 18 社会保障収入に対する社会保障支出の割合——制度別 昭和 47 年, 57 年 (単位: 億円)

	昭和47 (1972)			昭和57 (1982年)		
	収 入	支 出	支出/収入 %	収 入	支 出	支出/収入 %
厚生年金保険	14,714	2,431	16.5	89,898	47,051	52.3
国民健康保険	9,025	8,720	96.6	44,880	42,765	95.3
政管健保	9,767	9,746	99.8	40,279	39,663	98.5
国民年金	4,445	2,051	46.1	36,581	32,535	88.9
地方公務員共済組合	6,724	3,084	45.9	32,097	21,307	66.4
組合健保	6,949	6,230	89.7	28,575	25,315	88.6
社会福祉	2,719	2,719	100.0	20,447	20,447	100.0
国家公務員恩給	3,367	3,367	100.0	17,119	17,119	100.0
雇用保険	3,938	3,713	94.3	15,713	15,362	97.8
厚生年金基金等	1,923	153	8.0	14,932	2,008	13.5
生活保護	3,926	3,926	100.0	13,615	13,615	100.0
国家公務員共済組合	2,683	1,318	49.1	11,145	8,581	77.0
公共企業体職員共済組合	2,391	1,449	60.6	10,032	8,852	88.2
労働者災害補償保険	2,141	1,876	87.6	9,763	8,712	89.2
日雇労働者健康保険	1,839	1,839	100.0	7,147	7,134	99.8
公衆衛生	2,462	2,462	100.0	6,779	6,779	100.0
船員保険	727	410	56.4	2,510	2,389	95.2

注 1) 昭和57年度社会保障収入額の多い順に17の制度をとりあげた。

2) 社会保障収入には、「他制度からの移転」を含まず、社会保障支出には、「他制度への移転」を含まない。

表 19 老年人口比率と社会保障給付費 (対国民所得比) の国際比較 (単位: %)

	フランス	西ドイツ	日 本	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1960 老年人口比率	11.6	10.8	5.7	11.8	11.7	9.2
社会保障給付費(対国民所得比)	16.7	18.8	4.9	13.2	12.3	7.9
1965 老年人口比率	12.1	11.9	6.3	12.7	12.0	9.5
社会保障給付費(対国民所得比)	19.5	20.1	6.0	16.9	14.3	8.0
1970 老年人口比率	12.9	13.2	7.1	13.7	13.0	9.8
社会保障給付費(対国民所得比)	18.4	20.5	5.8	22.9	16.1	11.1
1975 老年人口比率	13.5	14.5	7.9	15.1	14.0	10.5
社会保障給付費(対国民所得比)	27.1	29.1	9.5	30.9	19.4	15.9
1977 老年人口比率	13.7	15.0	8.3	15.6	14.3	10.8
社会保障給付費(対国民所得比)	28.8	28.7	11.0	36.3	20.2	16.3
1980 老年人口比率	14.0	15.5	9.1	16.3	14.9	11.3
社会保障給付費(対国民所得比)	33.4	29.9	12.7	39.6	21.2	16.4
1982 老年人口比率			9.6			
社会保障給付費(対国民所得比)			14.1			

ように日本の1982年度におけるそれは14.1%と、1970年代前半におけるアメリカおよび1960年代前半におけるイギリス、スウェーデン並みの大きさに達している。ただしフランスおよび西ドイツの1960年における規模は、すでに15%以上であった。

同じ表から1960—80年前後までの老年人口比率(65歳以上人口比率)と社会保障給付費の規模(対

国民所得比)との関連を各国別に示すと、図11に見るように、両者の間に強い相関のあることが分かる。今後日本における高齢人口比が高まるにつれ、社会保障給付費の規模は欧米諸国の水準に近づいてゆくものと思われる。

次に各国の1980年における社会保障給付費を医療、年金、その他の給付費に分けてそれぞれの比

アメリカ 1979-80	医療30.5	年金43.5	その他26.0
イギリス 1979-80	26.7	42.7	30.6
スウェーデン	23.8	39.3	36.9
西ドイツ	25.4	48.4	26.2
フランス	22.1	77.9	
日本 1982	41.0	44.8	14.2

図 12 社会保障給付費の部門別構成 (1980年)

重を見ると、他の国々では医療給付費が2割から3割であるのに対し、日本では4割を超えているのが特徴的といえよう。また、その他の割合が他の諸国では25%から30%にも上っているのに対し、日本ではわずか15%弱であるのもう1つの特色である。なお、その他の中には公的扶助、失業給付、医療保険の傷病手当金、児童手当および社会福祉費が含まれている(図12参照)。

ちなみに上述のような社会保障給付費の部門別構成が各国でどのように推移してきたかを図13で見ると、第1にアメリカを除きどの国でも医療給付費の比重が近年に向けて減少してきている。特に日本の場合その傾向が著しい。それでもなお、1980年の時点で他の国に比べ医療給付費の比重が大きいのは前の図12で見た通りである。

第2に、年金給付費の比重は近年に近づくにつれ、国によって増大しているところ(スウェーデン、イギリス)と減少しているところ(西ドイツ、アメリカ)とあるが、日本では著しく増大してきている。

第3に、その他の給付の比重はフランスを除きどの国でも増大しているが、日本では減少し続け

日本 (%)			
医療52.8	年金29.1	その他18.1	1974
45.0	38.0	17.0	1977
41.0	44.8	14.2	1982

フランス (%)			
医療25.3	年金・その他74.7		1974
25.1	74.9		1977
22.1	77.9		1980

西ドイツ (%)			
医療29.7	年金53.8	その他16.5	1974
28.8	53.4	17.8	1977
25.4	48.4	26.2	1980

スウェーデン (%)			
医療30.3	年金35.2	その他34.5	1974
30.0	35.4	34.6	1977
23.8	39.3	36.9	1980

イギリス (%)			
医療27.9	年金41.8	その他30.3	1973-74
28.6	40.8	30.6	1976-77
26.1	42.7	30.6	1979-80

アメリカ (%)			
医療23.8	年金52.4	その他23.8	1974-75
24.5	50.0	25.5	1976-77
30.5	43.5	26.0	1979-80

図 13 社会保障給付費の部門別構成の推移 (1974-77-80年)

表 20 社会保障費の規模 (1980年)

	社会保障 収 入 (1)	社会保障 支 出 (2)	社会保障 給 付 費 (3)	国民所得 (4)	(3)/(2) (%)	(2)/(4) (%)	(1)/(4) (%)
フ ラ ン ス (100万フラン)	761,713	738,969	703,154	2,110,308	95.2	35.0	36.1
西 ド イ ツ (100万マルク)	359,305	356,648	343,580	1,149,380	96.3	31.0	31.3
日 本 (億円)	414,282	331,413	299,263	2,118,283	90.3	15.6	19.6
スウェーデン (100万クローネ)	183,852	167,347	163,117	412,961	97.5	40.5	44.5
イ ギ リ ス (100万ポンド)	35,697	34,004	32,387	153,216	95.2	22.2	23.3
ア メ リ カ (100万ドル)	397,989	356,973	336,837	2,056,554	94.4	17.3	19.4

注 1) 日本は1982年、イギリスは1979年の数値である。

2) 社会保障収入には、「他制度からの移転」を含まず、社会保障支出には、「他制度への移転」を含まない。

ている。結局日本では年金給付の増大が極端に大きく、そのために医療とその他の給付の比重が減少してきたのだといえよう。これに対し他の国々では、医療給付費の比重の減少は、まずその他の給付費の増大をもたらしている。すなわち公的扶助、失業給付、傷病手当金、児童手当および社会福祉費等の増大が医療給付費の比重を縮小させたものと思われる。国によっては、その上に年金給付費の増大の圧力が加わったとも考えられる。

最後に、社会保障給付費が社会保障支出全体に占める割合と、社会保障支出の対国民所得比および社会保障収入の対国民所得比をまとめて表20に掲げておく。給付以外の社会保障支出というのは管理費およびその他の支出であり、後者の中には国によって投資的経費を含めている場合がある。日本の場合も施設整備費が一部含まれている。したがってこれらの数値からただちに各国の特性を論ずることはできず、むしろどの国でも支出の90%以上が給付に用いられていると理解した方がよい。また、収入の規模と支出の規模との差はおおよそ積立金と考えられ、その意味で現時点では日本において他の国におけるより多くの積立金があるといえよう。しかしそれは将来も安定した年金制度を維持し得るということとは全く別であり、日本の年金財政の将来見通しの暗いことは周知の通りである。むしろ日本以外の国々で収入と支出との間にあまり差のないことに注目すべきであろう。

(城戸)

(2) 社会保障収入の国際比較

図14は、1960年以降の社会保障収入の対国民所得比を各国別に示したものである。給付費の場合と同様、欧米諸国の水準は日本を上回っている。1970年代までの日本は、アメリカよりも下に位置しているが、1980年には、アメリカとの差はかなり縮小している。現在では逆転しているかもしれない。

各国とも、社会保障収入は給付費と同様、最近20年間に急激な伸びを示している。とりわけ、スウェーデンの伸びは急速で、1960年から1980年までの間に3倍以上に増大していることがわかる。

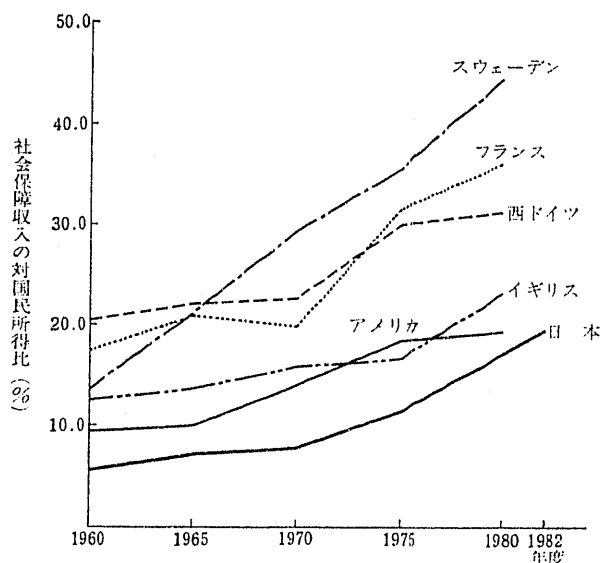


図14 社会保障収入の対国民所得比

図15は、1965年以降の社会保障収入の財源別構成比を各国別にみたものである。すでに述べたように、ILOの基準では、「社会保障収入」が「被保険者拠出」「事業主拠出」「国庫負担」「他の公費負担」「資産収入」「その他」に分類されている。一般に社会保障収入に関しては、被保険者拠出に事業主拠出を加えた「社会保険料」の比重の高い国と、国庫負担に他の公費負担を加えた「公費負担」の比重の高い国に大別される。前者の典型が西ドイツ・フランス・アメリカであり、後者の典型が北欧諸国およびイギリスであることから、それぞれ「大陸型」「イギリス・北欧型」と呼ばれてきた。

日本は社会保険料収入が54% (1982年度)、公費負担30% (同) であり、大陸型に属する。さらに、日本の場合、資産収入の全収入に占める比率が、他の国に比べてかなり高いのも、財源構成上の特徴である。1982年度には11%と1割を超えている。

同じく大陸型の国といっても、社会保険料の事業主拠出と被保険者拠出との構成比は国によって異なる。西ドイツおよびアメリカは本人負担と事業主負担が比較的近いが、フランスの場合は、事業主拠出の全収入に占める割合が56%と他の国に比べて圧倒的に大きい。

イギリス・北欧型の国についていえば、イギリ

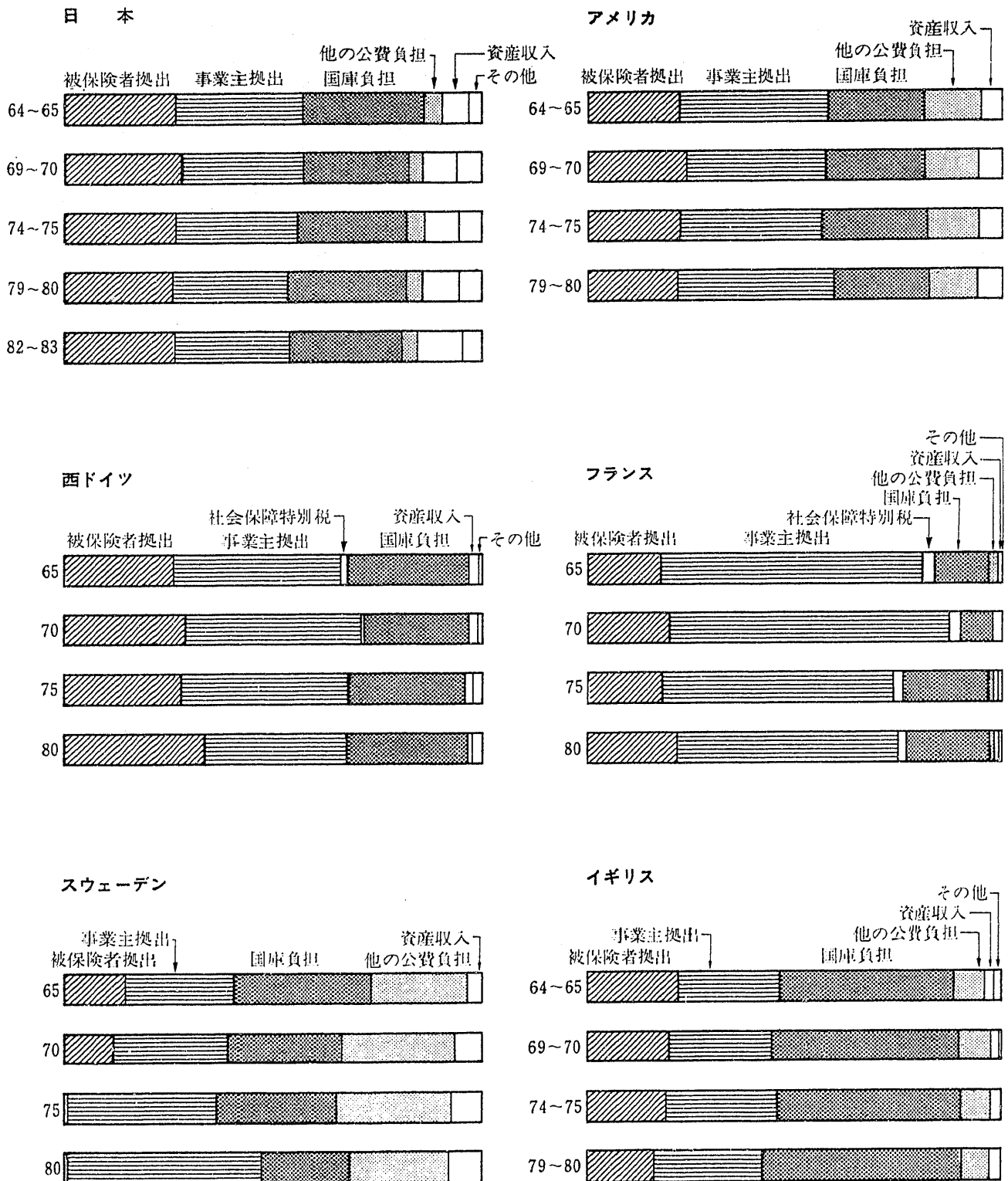


図 15 社会保障収入の財源別構成の推移

スは依然として公費負担の割合が51% (1979/80年) と高いが、スウェーデンの場合は公費負担が減少傾向にある。スウェーデンは1960年には公費負担が70%に及んでいたけれども、次第にそれは減少し、代わって事業主負担の割合 (1980年で46%) が増大してきている。(武川)

V 社会保障費推計上のいくつかの注意点

本推計は各制度の収支に関する決算額を積み上げて推計したものであるが、推計上に、いくつかの注意を要する点があるので、参考のために列挙しておく。ただし、いずれも金額的には大きいものでなく、社会保障費の推計値そのものに対して、それほど影響するものではない。

1. 公衆衛生と社会福祉に関する支出額は国の歳出決算報告書中から該当項目を選び出して、その支出済歳出額を計上している。その際、決算書では目の段階より細かくは分からないので、目の段階でその内容を判断して、どの支出費目に振り分けるかを決めている。いくつかの支出費目にまたがるようなものがあるが、その場合でも、その主要部分が属すると判断された支出費目へ一括して振り分けられている。たとえば、社会福祉に身体障害者保護費補助金というのがある。これには更生医療等給付費補助金のような「医療」に属すると思われる支出額が含まれているのであるが、しかし、それだけを取り出すことができないので、一括して「医療以外の現物給付」に振り分けているというようにである。

2. 社会保険には、被保険者の福祉の増進を図るために法定の給付費支出以外にも福祉施設費のような支出が行われている。この福祉施設費中には社会保障給付費に含めてよいような支出が、いくつかあるが、それだけを取り出すことは非常にむずかしい。本推計では労働者災害補償保険と船員保険の労災補償に関連する特別支給金のみは取り出して給付費に計上したが、その他の福祉施設費はすべて、給付費以外の支出中の「その他」に計上している。

3. 社会福祉施設、医療施設等に対する施設整

備費は給付費以外の支出中の「その他」に計上されている。なお、ここに計上された施設整備費は施設整備に要した総額ではなく、中央および地方政府からの補助金、一般会計から国立病院特別会計等への繰入金等に限定されたものである。

4. 地方自治体が負担している給付費については、国の補助事業等の場合には、国の支出額を補助率で割り戻して、地方自治体の支出額を推計し、計上している。しかし、地方自治体が単独事業として行っている給付費は、その金額を推計することがむずかしいので、全く計上されていない。

5. 収入には実収入と実収入以外の収入があるが、実収入以外の収入のほとんどは「その他の収入」に計上されている。実収入以外の収入としては、たとえば、前年度からの繰越金積立金よりの繰入れ、借入金、収入不足金 (赤字) のようなものがある。なお、「その他の収入」には実収入と実収入以外の収入が混在している。

6. 借入金、公債、組合債のような実収入以外の収入は「その他の収入」に計上されているのであるが、とくに、政府管掌健康保険と日雇労働者健康保険の借入金収支の金額は大きいので注意を要する。前者は借入金 5,826 億円、借入金償還金 (支払利子を含む) 6,704 億円であり、後者は借入金 6,538 億円、借入金償還金 6,209 億円である。両者ともに、これまでの財源不足に充てるために借り入れられた累積債務に関するものである。経理上は、毎年、前年度末の借入金残高をいったん償還し、不足財源をあらためて借り入れるという方式がとられている。したがって、本年度の実際の財源不足を示すものではない。

7. 「他制度からの移転」と「他制度への移転」には、各医療保険制度と老人保健制度間の移転取引が計上されている。この収支は実収支ではないので、全制度の合計を求めるときには、収支両方から除く必要がある費目である。実は、この移転収支と同一性質のもので、ここには計上されていないものがいくつか存在する。たとえば、組合と連合会間の取引である。財政調整事業を行っている場合に、組合が連合会に拠出し、連合会が組合に再配分するということが行われるが、組合と連

合会両方の収支が計上されているので、僅少な額であるが、重複計上になっている場合がある。また、特別会計の業務取扱費にも移転収支に相当するものが含まれていることがある。業務取扱費には、金額としては非常に小さいのであるが、公務災害補償費、児童手当、国家公務員共済組合負担金が含まれている。これは、公務災害補償制度、児童手当制度、国家公務員共済組合制度の収支と重複することになる。業務取扱費は支出としては管理費に計上されているので、給付費には直接影響しないのであるが、収入の方は国庫負担等に幾分か影響している。

8. 資産収入中には、利子、配当収入のように、給付財源として予定されているもののほかに、僅少な額ではあるが、財産処分益、償還差益、施設利用料収入等のような事業外の雑収入が含まれていることがある。

9. 制度によっては、保養所とか直営病院・診療所の収支が計上されている場合がある。原則と

して、収入は「その他の収入」に計上されており、支出は給付費以外の支出の「その他」に計上されている。
(菅原)

〔付記〕 昭和57年度社会保障費の推計作業は社会保障研究所研究員全員で行ったものであるが、本稿は、その推計結果および下記の資料をもとにして、Ⅰ城戸喜子・武川正吾、Ⅱ木村陽子、Ⅲ都村敦子、Ⅳ城戸喜子・武川正吾、Ⅴ曾原利満の各所員が分担執筆した。

参照資料

- (1) 社会保障研究所「昭和57年度社会保障給付費」『季刊社会保障研究』20巻2号
- (2) 厚生省『社会保障給付費』昭和39～56年度
- (3) 総理府統計局『日本の推計人口』、『人口推計月報』
- (4) ILO, *The Cost of Social Security*, 1947～1977
- (5) OECD, *Labour Force Statistics*, 1970～1981

社会保障研究所刊行図書案内

海外社会保障情報 (No. 70) 主 要 目 次

論 文

- 西ドイツの福祉国家論争を追う……………武 井 昭
西ドイツにおける高齢者の現状……………古 瀬 徹
途上国の社会保障制度……………平 石 長 久

海外の動き

- 高齢化社会視察団に参加して……………城 戸 喜 子
住宅問題への新たな挑戦……………大和田 建太郎

海外文献紹介

- ハロルド・L・ウィレンスキーのコーポラティズム論……………下 平 好 博
健康の経済学(4)……………ヘルス・エコノミックス研究会

書 評

- M. ブルース著『福祉国家への歩み』……………大 沢 真 理
社会保障カレント・トピックス(15)……………厚生省大臣官房国際課
海外社会保障関係文献目録……………社会保障研究所